

○ 招 集 告 示

坂戸・鶴ヶ島消防組合告示第16号

令和7年11月13日第3回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部に招集する。

令和7年10月28日

坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者 石 川 清

○ 会 期

令和7年11月13日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（7名）

1番	吉	川	厚	季	2番	瀧	嶋	正	紀
3番	内	野	嘉	広	4番	小	澤		弘
5番	綿	貫	正	寿	6番	小	島	幸	広
7番	波	多	野	功					和

不応招議員（1名）

8番	猪	俣	直	行
----	---	---	---	---

令和7年第3回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会

○議事日程（第1号） 令和7年11月13日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 継続費精算報告書について（報告第6号）

(2) 現金出納検査の結果について（監査報告第3号）

(3) 議事説明者について

日程第4 議案第13号 令和6年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第14号 坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第6 議案第15号 坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第7 議案第16号 令和7年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第2号）を定める件

日程第8 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（7名）

1番	吉川厚季	2番	瀧嶋正紀
3番	内野嘉広	4番	小澤弘
5番	綿貫正寿	6番	小島幸広
7番	波多野功和		

欠席議員（1名）

8番 猪俣直行

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	小川尋海
会計 管理者	近藤猛	消防長	沼田淳司
次長	今野淳一	次長 (坂戸署長 事務取扱)	山田勝也
総務課長	新井拓也	管理課長	佐藤将人
予防課長	原富佐男	警防課長	宮崎剛明
鶴ヶ島 消防署長	新井卓也	監査委員	田中浅男

事務局職員出席者

書記	上政雄	書記	綿貫健一
書記	山田晋也	書記	金子雄太郎
書記	町田裕也		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○小澤 弘議長 議員の皆さん、おはようございます。

現在の出席議員7人、欠席議員1人であります。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年11月第3回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

(小澤 弘議長起立)

○小澤 弘議長 議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年11月第3回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中をご出席いただき、ここに開会の運びになりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、石川管理者、小川副管理者をはじめ議事説明者の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき、御礼を申し上げます。

なお、副管理者の小川鶴ヶ島市長さんにおかれましては、さきの鶴ヶ島市長選挙におきまして当選されました。誠におめでとうございます。これから消防組合副管理者としてご尽力をいただくわけですが、よろしくお願いを申し上げます。

本日は、「令和6年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計歳入歳出決算認定について」をはじめ、4議案が提出されております。本組合充実のため、何とぞ慎重ご審議の上、適切なるご議決とともに、議事運営につきましても格別のご協力を賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

(小澤 弘議長着席)



◎議事日程の報告

○小澤 弘議長 議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

直ちに本日の議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名について

○小澤 弘議長 日程第1・「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において

5番 綿 貫 正 寿 議員

6番 小 島 幸 広 議員

の両議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○小澤 弘議長 日程第2・「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、令和7年11月第3回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

(1) 継続費精算報告書について(報告第6号)

(2) 現金出納検査の結果について(監査報告第3号)

(3) 議事説明者について

○小澤 弘議長 日程第3・「諸報告」であります。

はじめに、報告第6号・「継続費精算報告書について」、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、管理者より報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査報告第3号・「現金出納検査の結果について」、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和7年6月分から9月分の報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議事説明者についてですが、今定例会に出席通知のありました者の職・氏名並びに事務局職員の職・氏名を一覧表として配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎議案第13号～議案第16号の一括上程について

○小澤 弘議長 お諮りいたします。

日程第4・議案第13号・「令和6年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」か

ら日程第7・議案第16号・「令和7年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第2号）を定める件」までを一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



◎議案第13号～議案第16号の一括上程、説明

○小澤 弘議長 日程第4・議案第13号・「令和6年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第7・議案第16号・「令和7年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第2号）を定める件」までを一括議題といたします。

議案については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願ひます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

（石川 清管理者登壇）

○石川 清管理者 おはようございます。ただいま議題となっております議案第13号から議案第16号の4件につきまして、順次提案理由を申し上げます。

まず、議案第13号・「令和6年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。去る8月19日に監査委員さんにご審査を願ひし、いずれも計数的に符合し、内容も適正に執行されたものと認められましたので、その意見書及び行政報告書を付して、議会のご認定をいただきたく、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、本案を提出した次第であります。

次に、議案第14号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件」であります。国における仕事と生活の両立支援の拡充のために講ずる措置を踏まえ、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の措置を定めたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第15号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」であります。国における仕事と生活の両立支援の拡充のために講ずる措置を踏まえ、部分休業の取得条件を緩和する等、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第16号・「令和7年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第2号）を定める件」であります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,446万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,343万円にしようとするものであります。

歳出の内容について申し上げますと、令和8年4月1日に採用の職員へ貸与する職員服装品の購入に伴う消耗品費、寄附金受領に伴う災害用飲料購入費、緊急車両スタッドレスタイヤ購入、NHK受信料の未払いに対するテレビ受信料、日勤救急隊運用に伴う車両整備に係る無線機移設業務委託料、救急タブレット等購入のほか、決算剰余金の一部を財政調整基金への積立金として計上するものであります。

なお、歳出に見合う財源といたしましては、令和6年度決算において歳入歳出差引残額が確定したことに伴い、繰越金を増額するとともに、財政調整基金利子及び寄附金受領に伴う寄附金を計上するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

(石川 清管理者降壇)

○小澤 弘議長 以上をもって提案理由の説明は終わりました。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

○小澤 弘議長 これより各案件につき単独質疑、討論、採決に入ります。

最初に、日程第4・議案第13号・「令和6年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する質疑に入ります。

6番・小島幸広議員。

○6番(小島幸広議員) おはようございます。6番、小島幸広でございます。ただいま議題となっております議案第13号・「令和6年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」質疑を行います。

1点目は、決算書13ページ及び14ページ、款3消防費、項1常備消防費、目1常備消防費、節3職員手当などその他の職員手当などに関して、行政報告書28ページ、警防活動の状況について伺います。本年2月に発生しました岩手県大船渡市内における林野火災では、当組合から緊急消防援助隊埼玉県大隊として出動し、消火活動などを実施したとのことでございます。鎮火までに長期間の活動を要し、消防隊員などによる懸命な活動の様子は連日報道され、そのご苦勞に対しまして深く敬意を申し上げる次第でございます。そこで、今回の緊急消防援助隊出動に伴う隊員に対する手当の支給実績と手当支給に関わる国からの財源補填があるかどうか伺います。

次に、2点目として、同ページ、節10需用費のうち、はしご付消防自動車分解整備について伺います。当組合管内にも10階を超えるマンションが目立つようになりました。高層階で火災が発生した際ははしご車の重要性、またその機能を維持するために定期的な整備が重要であることは理解しているところでございます。そこで、はしご車分解整備の必要性と当組合における整備計画の内容について伺います。

○小澤 弘議長 新井総務課長、答弁。

○新井拓也総務課長 数点にわたるご質問のうち、総務課関係につきましてお答え申し上げます。

1点目の出動に伴う隊員に対する手当の支給実績でございますが、対象人数は緊急消防援助隊応援第3次、第4次派遣隊ともに各5名の合計10名で出動から帰隊までの間に発生した経費、支給実績につきましては、特殊勤務手当及び時間外勤務手当を含む計73万9,823円でございます。

次に、手当支給に係る国からの財源補填につきましては、全国市町村振興協会が交付する消防広域応援交付金がございます。当該交付金は地震、風水害、林野火災等の大規模災害に際し、都道府県の区域を超

えて消防機関の応援を迅速かつ円滑に行うことを促進し、もって被災市町村における人命救助、被害の軽減に資することを目的とした活動に伴う経費補填がされるもので、交付金申請に関する消防広域応援実績報告書の提出を済ませたところでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 佐藤管理課長、答弁。

○佐藤将人管理課長 管理課関係につきましてお答え申し上げます。

はしご車分解整備の必要性と当組合における整備計画の内容についてでございますが、日本消防検定協会により定められている消防車両の安全基準についてにおきまして安全性を確保するため、初年度登録から7年、その後は5年をめぐりに分解整備を実施することとされておりますことから、当組合の車両整備計画に基づき実施したものでございます。

次に、当組合車両整備計画では、坂戸はしご1号車の分解整備につきましては、初年度登録から9年目に1回目を、14年目に2回目を実施し、その後20年目に当たる令和10年度に新車両へ更新する計画となっております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6番・小島幸広議員。

○6番（小島幸広議員） 2点目として、2回目の質問をさせていただきます。

緊急援助隊埼玉県大隊出勤に関わる手当につきましては理解いたしました。これより第2回目の質疑をさせていただきます。緊急消防援助隊の役割と現況について、また消防組合の大船渡市内における活動の実績、さらに当該活動において不足した資機材があったかどうかについてお伺いいたします。

次に、はしご付消防自動車の分解整備につきましては、消防組合の整備計画に基づき計画的に実施されていることが分かりました。そこで、分解整備の実施内容及び検査についてどのように行っているのかについて伺います。また、分解整備以外でも点検等を行っていると思いますが、どのような内容なのか伺います。

○小澤 弘議長 山田坂戸署長、答弁。

○山田勝也次長（坂戸署長事務取扱） 緊急消防援助隊の役割と現況についてお答え申し上げます。

緊急消防援助隊は、1995年の阪神・淡路大震災発災の際、被災地の消防力が圧倒的に不足したことから創設された部隊でございます。国レベルでの消防応援体制の確立を図り、被災地消防支援と早期復旧のため多様な災害への対応、そして国民の安心安全の確保を役割としたものでございます。また、当該援助隊の現況でございますが、令和7年4月1日時点での登録隊数について申し上げますと6,731隊で、最新の基本計画では目標隊数を7,200隊とすることを目指しており、災害形態の変化を見据え、機能強化についても進められております。

次に、当組合における活動実績についてでございますが、令和7年2月26日、岩手県大船渡市において発生した大規模林野火災は、強風及び乾燥した気象条件、急峻な地形等の影響により延焼が拡大しました。このため、岩手県知事から緊急消防援助隊の派遣要請が行われ、埼玉県大隊が出場することとなり、本組合からも埼玉県大隊第3次派遣隊として令和7年3月5日午前零時30分に消防隊1隊5名の職員を派遣

し、約5日間現地におきまして、主に消火活動をいたしました。また、3月8日午前7時30分には、埼玉県大隊第4次派遣隊として消防隊1隊5名の職員を派遣し、約3日間、現地で警戒等の活動をいたしました。

次に、大船渡市内における活動において不足した資機材の有無についてでございますが、寒冷地内での活動に当たったことから、隊員の安全と体温保持の観点から、暖を取るための資機材が十分ではなかったことが確認されたところでございます。具体的に申し上げますと、長時間の屋外活動や宿営時に使用する簡易暖房器具、あるいは毛布等の備品が活動規模に対して不足していた場面がございました。今後はこれらの資機材を必要数確保するとともに、隊員が活動現状で迅速かつ安全に使用できる配置計画を整備するとともに、寒冷条件、また暑熱環境下でも隊員の安全と健康を確保できる体制を整えてまいります。

以上でございます。

○小澤 弘議長 佐藤管理課長、答弁。

○佐藤将人管理課長 はしご車関係につきましてお答え申し上げます。

はじめに、分解整備の内容についてでございますが、はしごを車体から取り外し、はしごのゆがみ修正、各 부품の分解修正、調整、取替え、試運転調整及びはしご性能検査、車体塗装等の70項目を超える作業を行った後に、日本消防検定協会による検定を受けることとなっております。

次に、検査についてでございますが、分解整備はおおむね3か月の作業期間を要するため業者の工場で行われており、車体から各部品を取り外した段階において、検査員となる職員が工場に出向き中間検査を実施しております。中間検査の内容につきましては、取り外した部品の劣化状況、取替え部品及び修正や調整を行った機器の確認を行っております。また、全ての作業が完了し、納車される際に完成検査を実施しております。完成検査の内容につきましては、業者による分解整備内容の説明及び職員の操作による動作確認を実施し、分解整備が確実に実施されていることを確認しております。

次に、分解整備以外の保守点検等についてでございますが、はしごの安全かつ確実な運用を図るため、保守点検を毎年1回業者に委託して実施しているほか、職員による日常点検、1週間点検、1か月点検を日本消防検定協会の消防車両の安全基準についてを基に、それぞれ点検項目を定め実施しております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

6番・小島幸広議員。

○6番（小島幸広議員） 昼夜を問わない懸命な活動、ご苦労されたことうかがえます。

最後に、緊急消防援助隊の今回の活動における課題がございましたらお伺いいたします。また、はしご車の分解整備中に管内で発生する災害への備えについて、またその対応方法について伺います。

○小澤 弘議長 山田坂戸署長、答弁。

○山田勝也次長（坂戸署長事務取扱） 緊急消防援助隊の今回の活動における課題についてお答え申し上げます。

今回の大船渡市における林野火災出場につきましては、急峻な地形や厳しい条件下での活動となり、幾つかの課題が明らかになりました。主な課題といたしましては、長時間活動における隊員の安全管理や寒冷地条件下での活動体制の重要性を改めて認識しましたことから、現在当組合で保有しておりますエア-

テントに設置できる冷暖房機の購入を計画しており、また宿営時や長時間の屋外活動につきまして隊員が安全かつ体温を保持できる体制の整備を進めてまいります。あわせて、消防車両に対してもスタッドレスタイヤの購入を計画しており、凍結路面や積雪路での安全走行を確保し、寒冷地における出動体制の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○小澤 弘議長 宮崎警防課長、答弁。

○宮崎剛明警防課長 警防課分についてお答え申し上げます。

はしご車の分解整備中における災害への備えとその対応方法についてでございますが、当組合は、はしご車を2台配備しておりますので、分解整備中は他の1台で各種災害に対応いたします。しかしながら、定期点検などが重なり2台とも出場ができない場合は、隣接する4消防局本部に対しまして消防相互応援協定に基づくはしご車の特別応援を要請し、対応しているところでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 ほかに。

(「なし」の声)

○小澤 弘議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○小澤 弘議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○小澤 弘議長 次に、日程第5・議案第14号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件」に対する質疑に入ります。

(「なし」の声)

○小澤 弘議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○小澤 弘議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

- 小澤 弘議長 次に、日程第6・議案第15号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」に対する質疑に入ります。

(「なし」の声)

- 小澤 弘議長 質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

(「なし」の声)

- 小澤 弘議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議案第15号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の質疑、討論、採決

- 小澤 弘議長 次に、日程第7・議案第16号・「令和7年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算(第2号)を定める件」に対する質疑に入ります。

(「なし」の声)

- 小澤 弘議長 質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

(「なし」の声)

- 小澤 弘議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議案第16号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎一般質問

○小澤 弘議長 次に、日程第8・「一般質問」を行います。

通告者は1名であります。

発言を許可します。

なお、質問時間については、議会運営についての申合せ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

7番・波多野功和議員。

(7番「波多野功和議員」登壇)

○7番(波多野功和議員) 議席番号7番、波多野功和です。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問をさせていただきます。

本組合における防火対象物への立入検査と違反是正についてお伺いいたします。本年8月18日に発生した大阪市中央区の繁華街、道頓堀の雑居ビル火災では、消火活動中に2名の消防士が殉職されました。殉職された2名の消防士にご冥福をお祈りするとともに、改めて消防活動の危険性とともに入物の安全管理の重要性を感じたところでございます。この火災が発生した建物は、2023年6月の検査で、以後を含む6項目において消防法令違反が指摘されておりました。年2回の避難訓練が実施されていなかったほか、火災報知機の設置場所が不適切だったり少なかったりし、避難経路の点検不実施など、その後において一部は改善されたものの、全ての是正が終了していなかったとの報道がされたと記憶しておられます。2001年に44人が死亡した新宿歌舞伎町ビル火災を機に、2002年10月に施行された改正消防法により、消防が事前通告なく24時間検査できることとなったほか、建物の使用禁止や障害物除去などの命令を現場職員の判断で出せるなど、違反是正の権限強化がされたところでもあります。今回の大阪市中央区の繁華街、道頓堀の雑居ビル火災を教訓として、改めて本組合管内の雑居ビル等防火対象物への立入検査の実施強化が必要であると考えますが、本組合における立入検査の実施状況と課題及び立入検査結果に基づく違反是正指導について。

以上2点を質問させていただき、1回目の質問とさせていただきます。

(7番「波多野功和議員」降壇)

○小澤 弘議長 沼田消防長、答弁。

(沼田淳司消防長登壇)

○沼田淳司消防長 お答え申し上げます。

本組合における立入検査の実施状況と課題及び立入検査結果に基づく違反是正指導についてでございますが、はじめに過去3年間の立入検査の実施状況について申し上げますと、令和4年度の立入検査対象物数は3,735件で、実施数は201件、実施率5.4%、令和5年度の対象物数は3,761件で、実施数387件、実施率10.3%、令和6年度の対象物数は3,799件で、実施数409件、実施率10.8%でございました。

次に、立入検査の課題でございますが、新宿歌舞伎町でのビル火災、また大阪道頓堀におけるビル火災のように不特定多数の人が出入りするビルなどの複合用途防火対象物につきましては、テナントの入れ替

わりが激しい上、未把握のうちに営業を開始していること等が多々ございます。さらに、雑居ビルに入居するスナックや飲食店等につきましては、管理権限が異なる上、営業時間も夜間等様々であることから、1つの建物に何回も立ち入ることを要するため、その実態把握に苦慮しているのが現状でございます。今後におきましても、自動火災報知設備、屋内消火栓、消火設備、スプリンクラー設備が未設置状態である重大違反に関わる防火対象物や、有事の際、人命危険が高くなる高齢者や障害者等が生活している社会福祉施設など最優先とした立入検査の実施に努めていきたいと考えております。

次に、立入検査結果に基づく違反是正指導についてでございますが、過去3年間における違反是正状況についてお答え申し上げますと、令和4年度の違反件数は139件で是正件数48件、是正率34.5%、令和5年度の違反件数は313件で是正件数162件、是正率51.8%、令和6年度の違反件数は297件で是正件数188件、是正率63.3%となっております。これらに対する違反是正指導でございますが、特に重大違反是正に重点を置き、追跡指導を行うとともに、違反を覚知した際には、違反内容等を当組合ホームページにて公表しているところでございます。さらに、防火管理者未選任、消防計画未作成等の事業所に対するソフト面での違反是正を強化し、防火管理体制の構築を図っているところであり、継続的、計画的な指導の結果、近年では特に防火管理者の選任に係る届出数の増加が認められ、各事業所における防火管理、火災予防に関する意識づけが図られているものと考えております。

以上でございます。

(沼田淳司消防長降壇)

○小澤 弘議長 よろしいでしょうか。

7番・波多野功和議員。

○7番(波多野功和議員) 詳細にわたりご答弁をいただき、ありがとうございました。これより一問一答式にて質問させていただきます。

立入検査を実施している対象物についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 沼田消防長、答弁。

○沼田淳司消防長 お答え申し上げます。

主に店舗や飲食店のほか、映画館、集会所、遊戯場、カラオケボックス、ホテル、病院、福祉施設など不特定多数の人が出入りする施設、または火災時に避難が困難な人々を収容する施設等の特定防火対象物や学校、工場、倉庫等の非特定防火対象物を対象に実施しているところでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいでしょうか。

7番・波多野功和議員。

○7番(波多野功和議員) 立入検査を実施する対象物の選定基準についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 沼田消防長、答弁。

○沼田淳司消防長 お答え申し上げます。

基本方針に基づき査察計画を策定し、対象物を選定しているところでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいでしょうか。

7番・波多野功和議員。

○7番（波多野功和議員） 立入検査の効率化についてお伺いたします。

○小澤 弘議長 沼田消防長、答弁。

○沼田淳司消防長 お答え申し上げます。

消防業務は多岐にわたるため、職員1人当たりの業務量が増加しておりますことと、立入検査の事前準備に多くの時間を要しますことから、立入検査を実施する職員の負担軽減及びペーパーレス化等の効率化を図るため、防火対象物台帳、立入検査結果及び指摘事項等の情報についてデータ化の事務を進めているところでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいでしょうか。

7番・波多野功和議員。

○7番（波多野功和議員） 効率化に向けたデータ化の事務を進めているところであるとのことですが、今後そのデータをどのように活用していくのかお伺いたします。

○小澤 弘議長 沼田消防長、答弁。

○沼田淳司消防長 お答え申し上げます。

立入検査時に検査結果及び指摘事項等の情報を現場において直接入力、保存、確認ができるよう必要数のタブレット端末を配備、活用して事務の効率化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいでしょうか。

7番・波多野功和議員。

○7番（波多野功和議員） タブレット端末の活用については大変有意義なものであり、必要数のタブレット端末の配備はぜひ検討をすべきと考えますが、そのお考えについてお伺いたします。

○小澤 弘議長 沼田消防長、答弁。

○沼田淳司消防長 お答え申し上げます。

タブレット端末の必要数配備につきましては、正副管理者、関係部局と調整を図りながら検討してまいります。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいでしょうか。

7番・波多野功和議員。

○7番（波多野功和議員） 対象物の主な違反内容についてお伺いたします。

○小澤 弘議長 沼田消防長、答弁。

○沼田淳司消防長 お答え申し上げます。

主な違反内容についてでございますが、消防設備点検結果未報告等のソフト面での違反が多く見られ、ハード面では消火器やスプリンクラー設備、自動火災報知設備等の消防設備の動作不良及び未設置等となっております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいでしょうか。

7 番・波多野功和議員。

○7 番（波多野功和議員） 違反が確認された防火対象物に対し、どのような指導を行っているのかお伺いいたします。

○小澤 弘議長 沼田消防長、答弁。

○沼田淳司消防長 お答え申し上げます。

消防法に基づき立入検査結果通知書による行政指導を行い、その後、電話等により追跡調査を実施、それでも改善、改修に至らない場合は、警告を発令しております。そのほか、新宿雑居ビル火災を教訓に、後の法令改正により避難経路となる廊下や階段に放置された物品が確認された場合、当該物品の除去命令等の措置命令が消防吏員においても発動できることとなったため、当組合におきましても立入検査時に火災危険等を覚知した際は命令を発動し、防火対象物の安全の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいでしょうか。

7 番・波多野功和議員。

○7 番（波多野功和議員） 消防吏員命令の実績についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 沼田消防長、答弁。

○沼田淳司消防長 お答え申し上げます。

当組合における吏員命令の実績でございますが、避難経路上及び避難階段上に存置され障害物となっていた物品の除去命令や、防火区画用シャッターの降下範囲に存置され閉鎖障害となっていた物品の除去命令等、避難活動及び消防の活動に支障となる物件の除去に対しまして命令を発令しております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいでしょうか。

7 番・波多野功和議員。

○7 番（波多野功和議員） 消防吏員命令による効果についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 沼田消防長、答弁。

○沼田淳司消防長 お答え申し上げます。

火災予防上、危険な物件や消火、避難の障害となる物件を強制的に除去できますことから、火災の危険性を速やかに排除し、市民の安全と安心を確保できる効果がございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいでしょうか。

7 番・波多野功和議員。

○7 番（波多野功和議員） 違反が確認された防火対象物で重大な違反对象物に対する措置についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 沼田消防長、答弁。

○沼田淳司消防長 お答え申し上げます。

重大違反对象物につきましては、当該防火対象物の名称、所在地及び違反内容を当組合のホームページ

で公表しているところでございます。消防本部が保有する重大な消防法令違反に関する情報を公表することで利用者自らが火災危険に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるための制度となっておりますが、是正に至るまでに時間を要しているのが実情でございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいでしょうか。

7 番・波多野功和議員。

○7 番（波多野功和議員） 重大な違反對象物の防火対象物で、是正されない対象物についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 沼田消防長、答弁。

○沼田淳司消防長 お答え申し上げます。

違反對象物の関係者の改善意思及び是正に向けた進捗状況が確認できない場合は警告を行い、改善が認められない場合は命令、その後告発などの法的措置を取ることとなります。

なお、当組合におきます命令等の発令実績はございません。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいでしょうか。

7 番・波多野功和議員。

○7 番（波多野功和議員） 当組合においては、命令等の発令実績はないとのことですが、命令の法的措置を取るべき違反防火対象物が当組合管内には存在していないのかお伺いいたします。

○小澤 弘議長 沼田消防長、答弁。

○沼田淳司消防長 お答え申し上げます。

命令等の法的措置を取る必要がある重大な違反防火対象物は存していると認識しているところでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいでしょうか。

7 番・波多野功和議員。

○7 番（波多野功和議員） 警告を発しても改善が認められない違反防火対象物に対して、命令等の法的措置を取られない状態の違反對象物で火災が発生し、被害が出た場合の当組合の責任はどうなのかといったことも危惧されるところでございます。是正されない防火対象物に対して命令等の法的措置に移行されていないことについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 沼田消防長、答弁。

○沼田淳司消防長 お答え申し上げます。

理由といたしますと、法的措置に対する実務経験不足が一つの要因であることは否めないことから、今後におきましても違反是正に係るマニュアルの再教育に努めてまいります。さらに、内外部の研修を通じて知識を高めていくとともに、指導者を中心とした実務、実践経験を積むことで違反処理技術の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいでしょうか。

7 番・波多野功和議員。

○7 番（波多野功和議員） 防火対象物には不特定多数の者が出入りする雑居ビルやホテル、工場、学校、病院や福祉施設など多くの方がその施設で働き、利用し、生活もしているわけであります。そうした人たちの命を火災から守る上で立入検査の実施、そして違反防火対象物に対しての違反是正は積極的に行う必要があると考えます。また、2名の消防士が殉職された大阪市の道頓堀火災のように違反防火対象物の火災においては、消火活動中における消防士の危険性も高いのではないかと考えます。

そこで、最後の質問です。今後の違反是正強化に向けた取組についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 沼田消防長、答弁。

○沼田淳司消防長 お答え申し上げます。

今後におきましても予防技術資格者を核とした立入検査体制の強化と組織全体の火災予防技術の底上げを図っていくとともに、先進消防本部の取組等を参考に、立入検査の効率につきまして継続して研究してまいります。さらに、立入検査の実施方法につきましても、検討を図りながら実施率の向上及び消防法令違反是正強化に向け引き続き計画的に防火査察を実施し、防火対象物の安全安心に努めてまいります。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

○7 番（波多野功和議員） はい、終わります。

○小澤 弘議長 以上で一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

◇

◎議長の挨拶

（小澤 弘議長起立）

○小澤 弘議長 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員皆様のご理解とご協力を賜り、閉会の運びとなりましたことに深く感謝を申し上げます。

日ごと秋の深まりとともに、朝夕肌寒さを感じる季節となりました。議員各位におかれましては、時節柄何かとご多用のこととは存じますが、くれぐれも健康にはご留意いただきまして、今後とも地域の進展と消防行政推進のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。本日はありがとうございました。

（小澤 弘議長着席）

◇

◎管理者の挨拶

○小澤 弘議長 石川管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

(石川 清管理者登壇)

○石川 清管理者 議員の皆様方におかれましては、大変ご多用の中、ご出席を賜り、ありがとうございます。提出議案につきまして原案のとおり認定、可決をいただき、心から感謝を申し上げます。

去る11月2日に行われました坂戸・鶴ヶ島消防組合特別点検では、議員皆様方におかれましては、早朝よりご臨席を賜り、ご指導いただきましたことに、改めて深く感謝申し上げます。

それでは、7月議会定例会以降の火災等の概要につきましてご報告申し上げます。本年1月から10月までの火災件数は54件で、前年同期と比較をいたしますと14件の増となっており、このうち建物火災は32件でありました。

救急出場件数は8,794件で、前年同期と比較いたしますと42件の増となっております。今後におきましてもますます複雑多様化する火災をはじめ各種災害に的確に対応するため、職員ともども努力をしておりますので、議員皆様方には変わらざるご支援、ご指導をお願い申し上げます。

議員皆様方におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

(石川 清管理者降壇)



◎閉議及び閉会の宣告

(午前10時55分)

○小澤 弘議長 これをもちまして、令和7年11月第3回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。皆さん、お疲れさまでした。